

喬木村公共事業用地の取得に伴う代替地登録制度について

喬木村では、リニア中央新幹線関連事業などの公共事業により土地を提供いただく方々の代替地要望にお応えするために、代替地候補として土地の情報を登録していただく「代替地登録制度」を実施しています。

代替地として土地を「売却」または「貸付」しても良いという方は、情報の登録をお願い致します。

○登録の申込方法

代替地として登録する方は、[代替地登録申請書\(様式第1号\)](#)をご提出下さい。

上記申請には、以下の書類の添付が必要になります。

- ・申請土地の位置がわかる地図
- ・本人確認ができるもの(運転免許証等写し)
- ・委任状(必要な場合のみ)

○登録申込ができる方

代替地として登録申請できる方は、次のいずれかに該当する方になります。なお、暴力団員、暴力団関係者の申請はできません。

- ・申請土地の登記名義人
- ・登記名義人から委任を受けた方(委任状が必要になります)。

○登録の申込みができる土地

登録することができる土地は、次のすべてに該当する必要があります。

- (1) 登記名義人が複数いる場合、すべての登記名義人の同意を得ていること。
(委任状が必要になります。)
- (2) 登記名義人または代理人が暴力団員または暴力団関係者ではないこと。
- (3-ア) 1区画の面積が100平方メートル以上であり、公道に接していること。
- (3-イ) 現在更地であるまたは代替地として引渡す若しくは貸付けるまでに更地とすることができること。
- (4) 土地の境界や所有権等の権利について、争いのない土地であること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、公的な地役権及び地上権は、この限りではありません。
- (6) 現在どなたかに貸付けている土地でないこと、または、代替地として引渡す若しくは貸付けるまでに現在行っている貸付けを解除することができる土地であること。

○注意事項等

- ・申請された土地については、内容を審査し代替地登録の適否を申込みのあった日から30日以内に判断します。
- ・登録された土地のすべてが代替地として売買されるわけではありません。
- ・土地の維持管理は、所有者が行なってください。
- ・売渡希望価格で売買されるわけではありません。
- ・売買に関する価格は適正価格となります。
- ・登録後の取下げまたは変更、個人での売買は可能です。
その場合、「[代替地登録取下げ\(変更\)届出書\(様式第2号\)](#)」をご提出ください。
- ・登録後に所有権が変更した場合は、その段階で登録は取り消されます。
- ・登録の存続期間は、10年とします。
- ・登録された土地情報等については厳重に管理し、代替地登録制度以外の用途に情報が使用されることはありません。

○申込窓口、お問い合わせ先

・申込窓口

代替地登録申請書の提出は、高速交通対策課で行うことができます。

申請書については、高速交通対策課で受取または、村ウェブサイトダウンロードできます。

・お問い合わせ先

高速交通対策課

電話番号:0265-33-5140 (直通)

Fax 番号:0265-33-4511

○その他

- ・登録された代替地情報の閲覧については、村で代替地登録カードとして整備します。
- ・上記カードの閲覧開始時期については、後日改めてお知らせします。

○申請書等

[喬木村公共事業用地の取得に伴う代替地登録制度実施要綱 \(PDF ファイル/101KB\)](#)

[様式第1号 代替地登録申請書 \(Word ファイル/27KB\)](#)

[様式第2号 代替地登録取下げ\(変更\)届出書 \(Word ファイル/25KB\)](#)

[様式第3号 閲覧受付書 \(Word ファイル/24KB\)](#)

[様式:参考資料 委任状 \(Word ファイル/23KB\)](#)

[記入例\(様式1、様式2、様式3、様式:参考資料\) \(PDF ファイル/146KB\)](#)